

保育所入所選考基準(案)

◎ 基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)		基本指数		
		細目				
1	居宅外就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
2	居宅内就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
		内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
		3	出産	出産のため、保育にあてられない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)、又は医師の判断により安静を要する状態にある場合		50
		4	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	50
常時病臥	50					
精神性疾患・感染症・特殊疾病	50					
一般療養(上記以外の場合)	30					
心身障害者	身体障害者手帳2級以上			50		
	精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳1度又は2度			35		
	身体障害者手帳3級又は4級・愛の手帳3度	35				
	上記以外の場合	20				
5	看護及び介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25		
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	50		
	常時観察は必要ないものの、日常生活全般に恒常的な介護が必要な場合		35			
		上記以外の場合	20			
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		50		
7	就学及び職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合		35		
		就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合		25		
8	求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合		10		
9	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合	50		
		ii 就労・就学・開業予定	指数は就労日数・時間により類型1又は類型2の指数に準ずる			
		iii 居宅外の介護	指数は類型5の在宅介護の指数に準じる			
		iv 育休延長の希望	保護者が育児休業の延長を希望する場合は、当該保護者の基本指数を適用しない			

○別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合

上記別表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行います。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数1～9のいずれかの状態である場合に保育を利用することができます。どれにも該当しない場合は、保育の利用は終了となります。

※ 上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると市長が認める特別の事情がある場合は、審査及び選考を経て入所の承諾を行うことができる。